公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年7月に実施した 監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月8日

山形県監査委員	奥	Щ	誠	治
山形県監査委員	髙	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海 ‡	8 名	信	75

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準(令和2年4月県監査委員訓令第1号)に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査 (定期監査)

(3) 監査の対象及び着眼点 (評価項目)

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果 を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関37箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関			実施年月日	担当監査委員					
農		林	大	学		校	令和5年7月13日	髙橋委員	海老名委員
最	上	電気	水	道事	務	所	令和5年7月13日	奥山委員	松田委員
中		央		病		院	令和5年7月13日	髙橋委員	海老名委員
新		庄		病		院	令和5年7月13日	奥山委員	松田委員
最	上総	: 合 支	庁	総務金	三画	部	令和5年7月19日	奥山委員	松田委員
最	上 総	合 支 庁	保	健福祉	環 境	部	令和5年7月19日	奥山委員	松田委員
最	上 総	: 合 支	庁	産業紹	径 済	部	令和5年7月19日	奥山委員	松田委員
最	上	総合	支	庁 建	設	部	令和5年7月19日	奥山委員	松田委員
置	賜総	: 合 支	庁	総務金	画	部	令和5年7月19日	髙橋委員	海老名委員
置	賜 総	合 支 庁	保	健福 祉	環 境	部	令和5年7月19日	髙橋委員	海老名委員
置	賜総	: 合 支	庁	産業組	径 済	部	令和5年7月19日	髙橋委員	海老名委員
置	賜	総合	支	庁 建	設	部	令和5年7月19日	髙橋委員	海老名委員
村	山 総	: 合 支	庁	総務金	三画	部	令和5年7月20日	髙橋委員	海老名委員
村	山 総	合支庁	保	健福祉	環 境	部	令和5年7月20日	髙橋委員	海老名委員
村	山 総	: 合 支	庁	産業組	径 済	部	令和5年7月20日	髙橋委員	海老名委員
村	山	総合	支	庁 建	設	部	令和5年7月20日	髙橋委員	海老名委員
庄	内 総	: 合 支	庁	総務金	三画	部	令和5年7月20日	奥山委員	松田委員
庄	内 総	合 支 庁	保	健福祉	環 境	部	令和5年7月20日	奥山委員	松田委員

庄	内 総 合	支 庁 産	業経	済部	令和5年7月20日	奥山委員	松田委員
庄	内 総	合 支 万	宁 建	設 部	令和5年7月20日	奥山委員	松田委員
企		業		局	令和5年7月24日	奥山委員	松田委員
						髙橋委員	海老名委員
病	院	事	業	局	令和5年7月24日	奥山委員	松田委員
						髙橋委員	海老名委員
市	町	٢	村	課	令和5年7月28日	松田委員	_
移	住 定 住	• 地 域	活力倉	川 生 課	令和5年7月28日	松田委員	_
国	際人材活躍·	コンベンシ	ョン誘	致推進課	令和5年7月28日	松田委員	_
防	災 危	1 機	管习	理 課	令和5年7月28日	松田委員	_
消	防	救	急	課	令和5年7月28日	松田委員	_
消	費生活	· 地	域 安	全 課	令和5年7月28日	松田委員	_
食	品 岁	全	衛	生 課	令和5年7月28日	松田委員	_
環	境	企	画	課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
エ	ネルキ	一 政	策 推	進 課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
水	大	気 環	境	課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
循	環型	社 会	推	進 課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
み	ど	り自	然	課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
子	ども	成 育	支	援課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
子	ども	家 庭	福	祉 課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員
多	様性・	女性若	者活	躍 課	令和5年7月28日	髙橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである

イ 中央病院

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

a 行政財産目的外使用許可に係る使用料の調定手続において、納期限の設定が適切でないもの 58 件 主な事例は以下のとおり

郵便ポスト設置に係る土地建物使用料

b 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件 土地建物使用料(ボイラー実技指定講習に係る使用料)

調定すべき日 令和4年4月1日

調定日 令和4年12月19日

調定額 18,316円

(ロ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

助産に係る料金の調定額を誤ったもの 16,330 件 合計 1,605,600 円 病衣使用料、妊娠反応検査料等

誤徴収が判明した期間 平成24年4月1日から令和4年9月30日まで

- 口 新庄病院
- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

職員の報酬、給与及び期末勤勉手当から源泉徴収処理した「源泉徴収所得税」及び「復興特別所得税」 につき、法定納期限まで納付せず、遅延が発生したため、「延滞税」及び「不納付加算税」を発生させた もの

延滞税額 38,000 円 不納付加算税額 313,500 円

(ロ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

令和元年度から令和3年度にかけて、減額すべき医業未収金が減額処理されておらず、収益が過大に 計上されていたもの 28件 合計 206,388,418円

主な事例は以下のとおり

令和3年度 12件 165,807,790円

- ハ 置賜総合支庁総務企画部
- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計13,911,700円

主な事例は以下のとおり

令和3年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第3工区工事

検査日令和4年5月23日請求書受理日令和4年9月15日支払日令和4年10月21日

7,788,000 円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの2件合計151,982,300円

主な事例は以下のとおり

支出額

令和3年度川戸・金剛地区農村地域防災減災事業(ため池整備)第1工区工事

- 二 置賜総合支庁建設部
- (イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に特記仕様書の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件 令和4年度置賜家畜保健衛生所改築工事基本及び実施設計業務委託 (中) 入札事務が適切でないもの

(内容)

予定価格及び最低制限価格の積算を誤って落札決定したため、契約を解除したもの 1件 令和4年度土砂災害対策事業(砂防自然災害防止急傾斜・補正)平谷地測量及び法面詳細設計業務委 託

- ホ 村山総合支庁保健福祉環境部
- (4) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能 していないもの

特別児童扶養手当の有期再認定の事案について、障害等級変更の適用月を誤り、手当額を誤って支給 したもの 1件

令和4年3月分

誤支給額 34,900 円

正支給額 52,400 円

追給額 17,500 円

- へ 村山総合支庁建設部
 - (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に 機能していないもの

支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計 1,530,100 円

主な事例は以下のとおり

令和3年度(明許)土砂災害対策事業(砂防自然災害防止)蟹足沢工事用道路工事設計等業務委託

請求書受理日 令和4年7月1日

支払期限 令和4年7月15日

支払日 令和4年7月29日

支出額 892,100円

- ト 庄内総合支庁総務企画部
- (イ) 事務執行体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で支出額の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの 支出額を誤ったもので1万円以上のもの 1件

庁舎衛生管理業務委託料

既支出額 335,944 円

正支出額 355,944 円

不足額 20,000 円

(ロ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

自動車税(種別割)の課税において、教習車(課税免除)が小型乗用車(課税)に構造変更されていたが、課税が漏れていたもの 6件 合計 796,900円(うち時効消滅額 343,400円)

主な事例は以下のとおり

課税漏れ額 181,100円(うち時効消滅額77,600円)

- チ 庄内総合支庁産業経済部
- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

2年連続で不適切な入札事務を繰り返すなど、内部けん制が的確に機能していないもの

低入札価格調査制度による入札において、落札者の決定を保留すべきところ、誤って落札者を決定したため、落札決定を取り消したもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和4年度岡山地区経営体育成基盤整備事業区画整理工実施設計業務委託

- リ 企業局
- (イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に設計書に添付した参考資料の誤りが判明し、入札事務が適切でないまま契約を継続しているもの 1件

令和4年度小水力発電丹南発電所地質調査・解析等業務委託

- ヌ 病院事業局
- (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

消費税非課税扱いの助産に係る料金について、山形県立病院料金規程に非課税料金の設定がない項目があったため誤って消費税相当額を徴収していたもの 587 件 合計 83,618 円

非紹介患者初診加算料等

誤徴収が判明した期間 平成24年4月1日から令和4年9月30日まで

- ル 消防救急課
- (4) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

消防防災航空隊の時間外勤務命令簿の不備により、時間外勤務手当の算定を誤り、追給を要するもの 14 件 合計 84,105 円

主な事例は以下のとおり

令和2年度から令和4年度支給分まで

既支給額 0円

正支給額 9,694円

要追給額 9,694 円

- ヲ 環境企画課
- (イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件 山形県民CO2削減価値創出事業収入

納期限 令和5年3月20日

納入日 令和5年4月12日

金額 1,142,240 円

- ワ エネルギー政策推進課
- (イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金

実績報告日 令和4年9月5日

額の確定日 令和5年3月7日

- カ みどり自然課
- (4) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で財産台帳への記載が滞るなど、内部けん制が的確に機能していないもの

財産台帳への記載が滞っているもの 3件

主な事例は以下のとおり

元休憩所 (四阿) 22.83 m²

(ロ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能 していないもの

契約の締結又は履行が適切でないもの

a 建設工事請負契約において、契約保証金の納付前に契約を締結したもの 1件

令和4年度施設維持補修費蔵王国定公園お清水刈田線外木橋再整備工事

契約締結日 令和4年7月11日

契約金額 1,276,000 円

契約保証金納入日 令和4年7月12日

契約保証金額 127,600 円

b 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続きが 行われていないもの 1件

令和3年度(債務負担行為)県立自然博物園管理運営事業費 磐梯朝日国立公園県立自然博物園木製橋梁復旧工事

契約保証金額 279,400 円

当初工期 令和4年4月12日から令和4年5月31日まで

第1回契約変更後工期 令和4年4月12日から令和4年7月29日まで

第2回契約変更後工期 令和4年4月12日から令和4年8月31日まで

不足する日数 92 日間

(ハ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国交付金を財源とする事務の執行について、交付申請手続に遺漏があったため、一部、国からの交付金を財源とすることができず、一般財源から支出したもの

令和4年度環境保全施設整備事業磐梯朝日国立公園志津博物展示施設滅菌室屋根等修繕工事 執行額 2,365,000 円

うち、国からの交付金を財源とすることができなかった金額 182,000円

- ヨ 子ども成育支援課
- (イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る事務が漏れていたことにより、一部、国からの補助金を財源とすることができず、

一般財源から支出したもの

令和4年度山形県私立学校一般補助金(幼稚園等分)

補助金額 1,188,000 円

うち、国からの補助金を財源とすることができなかった金額 594,000円

(p) 前年の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの (内容)

補助金等の交付事務が適切でないもの

実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 37件

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県子どものための教育・保育給付費補助金

実績報告日 令和4年6月30日

額の確定日 令和5年1月13日(国通知)

額の確定日 令和5年3月14日(県通知)

タ 子ども家庭福祉課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

県費で支出すべき費用に関し職員が私費で支払ったものについて、事実確認に時間を要し、相手方に 出所不明の資金を保管させていたもの 2件 合計 1,330,000 円

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県面会交流支援事業業務委託に係る概算払

私費による支払日 令和3年8月13日

私費による支出額 850,000円

私費による支払の返還日 令和4年11月24日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(4) 文書の管理事務が適正に行われていないもの(庄内総合支庁総務企画部)

ロ収入

- (イ) 調定額を誤った1万円以上のもの(最上総合支庁総務企画部、村山総合支庁総務企画部、子ども成育支援課)
- (p) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの(村山総合支庁総務企画部、村山総合支庁建設部、庄内総合支庁産業経済部)
- (ハ) 領収している現金の一部について、現金出納簿の記載がなされておらず、かつ、現金払込書で払い込む べきところ、納入通知書で払い込んだもの(最上総合支庁保健福祉環境部)
- (二) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの(最上総合支庁保健福祉環境部)

ハ支出

- (4) 事後に支出負担行為をしているもの(置賜総合支庁総務企画部)
- (ロ) 支払期限内に支払をしていないもの(子ども家庭福祉課)
- (ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの(最上総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁産業経

済部)

- (二) 支払の遅延により、遅延利息を発生させたもの(庄内総合支庁産業経済部)
- (ホ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(新庄病院)
- (^) 建設工事請負契約の変更に伴う前払金返還に係る手続きがされていないもの(庄内総合支庁産業経済部) ニ 補助金
- (4) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの(最上総合支庁保健福祉環境部)
- (1) 補助金の支払時期が適切でないもの(村山総合支庁保健福祉環境部)
- (ハ) 事業に要する経費の減額を行っているにもかかわらず、交付要綱に規程する変更の承認手続を行っていないもの(村山総合支庁保健福祉環境部)
- (二) 負担金について、3割を超える増額に係る計画変更承認後に、変更交付決定の手続きを行っていないもの(子ども成育支援課)

ホ その他

(4) 前年度会計の監査において指導した事項について、措置又は改善を行っていないもの(中央病院)